

## 14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	853	13,944
		① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	$16,500円 \times 1/4$	9	37
		② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	$16,500円 \times 3/4$	0	0
		③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	$16,500円 \times 1/2$	1	8
		④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	$16,500円 \times 1/2$	1	6
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	842	13,893
		所得割額の納付を要しない者	-	431	3,463
		⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	$11,000円 \times 1/4$	0	0
		⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	$11,000円 \times 3/4$	0	0
		⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	$11,000円 \times 1/2$	368	3,018
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	$11,000円 \times 1/2$	45	247	
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	18	198	
	課税免除	-	1,107		
	⑪ 法附則32条第1項に該当するもの	-	1,107		
	⑫ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0		
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	2	12
		⑬ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	$8,200円 \times 1/4$	0	0
		⑭ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	$8,200円 \times 3/4$	0	0
		⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	$8,200円 \times 1/2$	0	0
		⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	$8,200円 \times 1/2$	1	4
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
		所得割額の納付を要しない者	-	1	3
		⑱ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	$5,500円 \times 1/4$	0	0
		⑲ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	$5,500円 \times 3/4$	0	0
		⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	$5,500円 \times 1/2$	0	0
		㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	$5,500円 \times 1/2$	1	3
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0
		課税免除	-	3	
		㉓ 法附則32条第1項に該当するもの	-	3	
	㉔ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0		
	わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	169	1,368
		㉕ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	$8,200円 \times 1/4$	0	0
		㉖ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	$8,200円 \times 3/4$	0	0
		㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	$8,200円 \times 1/2$	3	12
		㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	$8,200円 \times 1/2$	1	3
		㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	165	1,353
		所得割額の納付を要しない者	-	203	817
		㉚ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	$5,500円 \times 1/4$	0	0
		㉛ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	$5,500円 \times 3/4$	0	0
		㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	$5,500円 \times 1/2$	162	664
		㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	$5,500円 \times 1/2$	26	70
		㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	15	83
		課税免除	-	477	
㉟ 法附則32条第1項に該当するもの		-	477		
㊱ 法附則32条第2項に該当するもの		-	0		
第二種銃猟免許に係る登録		所得割額の納付を要する者	-	60	261
		㊲ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	$5,500円 \times 1/4$	0	0
		㊳ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	$5,500円 \times 3/4$	0	0
	㊴ 法附則32条第1項に該当するもの	-	11		
	㊵ 法附則32条第2項に該当するもの	-	0		
	㊶ 法附則32条の2第1項に該当するもの	$5,500円 \times 1/2$	0	0	
	㊷ 法附則32条の2第2項に該当するもの	$5,500円 \times 1/2$	3	8	
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	46	253	
① ~ ㊸ の 合 計		-	3,306	19,868	